

経済建設委員会会議録

令和6年2月7日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:28

【 案 件 】

1. 産業振興について

【 報告事項 】

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1. オートレース第37期選手の登録について | (公営競技事業所) |
| 2. 市営相田住宅敷地内における車両損傷事故について | (住宅課) |
| 3. 市道上における人身事故について | (穂波支所経済建設課) |
| 4. 「筑前飯塚・地産大豆 de 節分まつり」の開催について | (農業委員会事務局) |
| 5. 飯塚市立病院の現状について | (企業管理課) |
| 6. 工事請負変更契約について | (上水道課) |
| 7. 工事請負契約について | (契約課) |

○委員長

それでは、ただいまより経済建設委員会を開会いたします。

「産業振興について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○企業誘致担当主幹

産業振興について、「1 企業誘致の取組」につきましてご説明いたします。

資料をお願いいたします。令和6年度に整備を計画しております飯塚オートレース場第5駐車場跡地の栗尾工業団地につきまして、誘致活動の結果、株式会社岡崎製作所から土地譲受申込書の提出があり、覚書を締結しましたことをご報告するものです。

土地の概要につきましては、飯塚市鯉田字黒切113番14外1筆、地目は山林、地積は約1万6千平方メートル、4848坪となっております。

誘致企業の概要につきましては、企業名が株式会社岡崎製作所、代表者が代表取締役社長岡崎一英氏、資本金が8650万円で、事業内容としましては、温度センサー及び工業用電気ヒーターの製造・販売等となっております。従業員数は令和5年10月1日現在、510名です。

誘致内容は、同社福岡工場の移転・事業拡大による工場新設となります。移転後の雇用状況は90名、移転となりますので、90名のうち新規雇用は10名、操業開始時期は令和8年3月を予定しております。企業誘致におきましては、進出企業と立地協定書を締結することとしておりますが、今回は同社から、工業団地整備前との認識の下、設計に着手したいとの意向を受けまして、飯塚市としましても整備費の予算や土地の譲渡につきましては市議会の議決を必要とすることから、令和6年度の当該工業団地の整備完了を条件に令和7年2月以降の飯塚市議会定例会において、不動産売買契約に関する議案の提出を行うことを内容とする覚書を同社と締結いたしまして、地域住民の生活環境の保全、工場建設時の地元企業との連携、地元雇用などについて両者で合意を行ったところでございます。

なお、今後も引き続き、市民の雇用の創出と税収の確保、地元企業との取引拡大による地域経済の活性化を目指して、企業誘致活動に取り組んでまいります。

以上で、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

第5駐車場ということですが、地図を見たら奥のほうなんですよ。手前のほうもやはりこういう企業誘致の場所になるんですか。

○企業誘致担当主幹

今回この土地につきましては駐車場の北側の土地になりますけれども、南側に残ります部分につきましても、予算の議決を頂いた上で工業団地として整備して行って、最終的には企業誘致用地として考えております。

○城丸委員

企業を誘致するのに、議決か何か要るんですか。

○企業誘致担当主幹

工業団地として整備する予算を計上する予定としております。その議決の上、工業団地として整備をした上で、企業に売却する方向で考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

地図を見ると、中が少し窪んでいると言うか、何でこんな真四角にならないのですか、これは。何かここにあるんですか。

○企業誘致担当主幹

この窪んだところにつきましては、調整池がございますので、調整池につきましては市のほうで管理する関係上、この土地については確保した形になっておりますので、こういうコの字型での売却ということで考えております。

○深町委員

岡崎製作所さんと言えば、たしか嘉麻市のほうに2か所ぐらい工場がありますよね。全部こっちに持ってくるんですか、向こうを閉鎖して。

○企業誘致担当主幹

岡崎製作所様につきましては、今回、福岡工場、現在嘉麻市上臼井のほうにある工場につきまして、1つだけの移転ということになっております。上臼井だけになります。

○委員長

「飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正」の説明をお願いします。

○企業誘致担当主幹

では、続きまして、「2 飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正」につきましてご説明いたします。

資料をお願いいたします。今回の補助金交付要綱の改正につきましては、大規模投資を伴う企業の誘致に積極的に取り組むとともに、市外従業員の定住促進及び工場用地の不足を背景とした既存工場の市外移転の防止を目的に、現行の補助金交付要綱を改正するものでございます。次ページ以降に改正要綱及び現要綱を添付しております。

主な改正箇所につきましては、1ページ中央から下に抜粋しております新旧対照表にてご説明させていただきます。

資料(1)改正の内容をお願いいたします。6つの改正点をご説明いたします。

1つ目につきましては、事業拡大に伴う市外移転防止対策として増設に伴う支援を拡充いたします。新旧対照表の3段目、事業者区分の項目を御覧ください。増設事業者について、これまでは移設事業者と同じ区分としておりましたが、改正により新設事業者と同じ区分に変更しております。これは、事業拡大に伴う増設につきましても、設備投資や従業員の新規雇用が見

込まれますことから、新設と同様に支援を行うものです。

2つ目は、工場用地の不足及び民間所有地の活用を促進するため、立地区分を市内全域に統一するものです。新旧対照表の4段目、立地区分の項目を御覧ください。現在、工業団地が完売状態でありますので、工業団地内の土地に関わらず、市内全域における市有地及び民有地について、工業団地同様に支援を行うものです。

3つ目は、大規模投資に伴う支援を拡充するものです。新旧対照表の5番目、交付条件の項目を御覧ください。大規模投資を行う事業者においては、計画策定期間や建設期間に長期間を要することも考えられることから、これまでの土地取得から2年間などの操業開始の期限を設けないこととしております。次に、一番下の段、交付額の項目を御覧ください。交付額について改正前の要綱と同じように、5年間での上限額を最大1億2千万円としておりますが、30億円以上の大規模投資を行う事業者に対しましては、5段階で特例を設け、5年間での上限額を、30億円以上の場合には2億円、300億円以上の場合には最大8億円とするものです。なお、補助金の大部分を占めます設備費等補助金につきましては、固定資産税相当額の80%以内と上限を設けております。

4つ目は、市外従業員の市内への転入及び定住を促進するため、雇用者定住補助制度を創設するものです。新旧対照表の6段目、補助金の種類の項目を御覧ください。雇用者定住補助金を新設し、人手不足への対応としまして、市外に住んでいる従業員が市内に転入し2年間居住した場合に、1人当たり20万円を事業者に補助金として交付する制度でございます。市民の皆様への雇用を確保しつつ、市民だけの雇用では充足しない場合も考えられますことから、市外から採用した従業員について、事業者におきましても積極的に市内への転入・定住を推進していただきたいと考えております。

5つ目は、工場老朽化に伴う市外移転防止対策として、土地の取得を伴わない増設についても支援を拡充するものでございます。新旧対照表の一番下の欄、交付額の項目の右側上段を御覧ください。土地の所有・賃借にかかわらず、企業の投資額に応じて支援を行うこととしております。

6つ目としまして、工場老朽化に伴う市外移転防止対策として、市内移設時の補助金額を増額するものです。市内の工場等を市内の同じ場所、あるいは市内の別の場所に移設する場合、これまでは最大2千万円を上限としておりますが、改正後は3500万円を上限とするものとしております。なお、移設におきまして、事業拡大に伴う設備投資や、一定数の新規雇用を行う場合は、増設として、先ほどの①と③でご説明いたしましたように支援を拡充することとしております。資料の一番下になりますが、(2)改正の時期につきましては、令和6年度新規申請分からの適用となるよう令和5年度中に要綱改正を行い、令和6年4月1日施行予定としております。なお、今後、飯塚市企業立地促進審査会でのご意見をお聞きした上で決定するものでございます。

引き続き、本補助制度を活用しつつ、進出を希望される企業へのきめ細かな対応を心がけ、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

○委員長

ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

来ていただけるような施策だと思って、非常にいいことかなと思っています。現実に今おっしゃったように、今工業団地がないということで、工業団地の新設とかいうことは考えてないんでしょうか。

○企業誘致担当主幹

現在、来年度の予算要求も検討しておりますけれども、栗尾工業団地の整備が1つと、あとは筑穂地区の民有地につきましても、工業団地としての整備を検討しているところでございま

す。

○瀬戸委員

2か所ぐらいそういう当てがあるというようなお話ですけれど、立地区分のところで市内全域（事業の用に供するための土地所有及び賃貸借）と書いてありますけれど、これは一般の、そういう工場等ができる用途地域なども関係していると思うんですけれど、そういう一般の民間の土地のことを指して言うてあるんですか。

○企業誘致担当主幹

民有地につきましては、工場を建てられる土地といたしますか、市有地に限らず民有地の土地含めたところで考えておりますので、この市内全域というのはもう全ての土地ということで考えております。

○瀬戸委員

そういうものの民有地で、民間の方、いわゆる市民の方々に、こういう土地を飯塚市として工業用地として探していますとか、そういうような活動はされる予定でしょうか。

○経済政策推進室長

工業団地につきましては、令和元年度から市有地、飯塚市の持っている土地、それから民間の土地について調査を実施しております。現在この調査に基づきまして、民間の土地を含めて工業団地としての整備の可能性を検討させていただきながら、民間の土地につきましては、できるだけ土地の所有者の方のご理解を頂きながら、直接、売買を頂いた上で飯塚市としてできる支援をしていくような、そういった取組もやっっていこうということで、今回、補助金の交付要綱を改正しております。こういったところで、現在のところは、新たな調査というよりは現在調査をしている、あるいは民間の方と今現在協議している土地について絞って、工業団地の可能性、企業誘致の可能性について検討させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

定住人口の増加を目指す場合に、やはり必要なことというのは働く場を確保する、このことは当然だと思いますが、ただ、今そういう働くところがあっても、飯塚市に住みついていただけだと人口は全然増えないわけでございますので、今回の改正の内容を見ましたら、4番目に市外従業員の市内への移転を促進とあります。その中で米印にありますが、市外居住の新規従業員が市内に転入し2年間居住する場合、1人当たり20万円を事業者に補助と、このようにございますが、これを事業者に補助するのはなぜなのか、どういう狙いがあるのか、お尋ねをいたします。

○企業誘致担当主幹

個人に対する補助につきましては、部局が違いますけれども、移住定住の施策があるかと思えます。経済部としましては、事業者に対しまして、市外からの住民の方を転入促進していただきたいというところで、事業者のほうに補助するように制度設計をしております。

○田中裕委員

事業者のほうから積極的に飯塚市内に住んでいただきたいという願いをするということですね。そうしましたら、もう一つ新規従業員が市内に転入し、とございます。以前働いていらっしゃる市外の方が、もうこの際飯塚市に転入しようかなと思った場合には当てはまらないということですね。言っている意味が分かりますか——。新規従業員が、というふうに規定されております。新しく雇用された従業員の方が、という意味だと思いますけれども、今までずっとその会社に住んでいらっしゃる市外の方が、飯塚市に、例えば工場が移転する、会社が移転する、この際に、今まで市外に住んでらっしゃった従業員が、この際飯塚市に転居しようかなと、逆に言えば、会社のほうから飯塚市に転居しませんかと市外の従業員の方に勧め

た場合というのは、今回の20万円補助するというのに当てはまらないということですね。その確認です。

○経済政策推進室長

この雇用者定住補助金につきましては、企業の人手不足への対応とともに、私どもとしては本来飯塚市民の皆様にも働いていただきたいと、それが第一でございます。そういった中で企業の人手不足の対応といたしまして、企業誘致において、雇用というのは企業さんにとって重要な位置づけになりますので、こういったメニューを今回創設させていただいております。ということで、既存の従業員の方、市外の方が市内にということであれば、そこは大変ご意見としてはなるほどということもございますが、企業誘致としてはそのメニューというのは創設していないというところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと関連して、先ほど市外の方が市内に定住するには別の条例があるということで、別の部門の担当だということで答弁があっただけですが、市長なり副市長にお尋ねしますけれど、せんだって、2045年の人口動態について新聞報道があっただけで、各地方自治体の人口は減少していきたくらうと。その中で、福岡市とか古賀市ですか、その辺は伸びていくでしょうけれど、それ以外のところは従来どおり人口は減っていくだろうという将来予測が出ていたと思いますが、従来から私は言ってきましたけれど、定住政策は積極的に進めていくべきだということで、今回経済部のほうでも、企業誘致をしながら、市外の人たちが新規に市内に入ってきて勤めていただければ、人材確保のためこういう制度をつくりましたということでもありますけれど。現在の定住政策は、筑豊地区以外の人たちが飯塚市に定住すれば、定住政策として、たしか100万円の金額がついてきていると思うんですけど、こういう場合は、この新規事業者が筑豊以外だったら、100万円と20万円を企業はもらえるわけですけど、筑豊地区の人たちは、例えば田川市なり嘉麻市の方が飯塚市に住んでももらえるようになったとしても、企業にこれだけしかつかないということですよ。将来の人口減少を考えていいたら、筑豊の人たちも対象にすべきではないかということも以前から言っておりますけど、この際、市長もお代わりになりましたから、定住政策についてはもう一度考え直すことが必要ではないかと思うんですけど、その辺については今後どのようにご検討されるのか、市長なり副市長なりのご意見を頂きたいと思っております。考え方を示していただきたい。

○久世副市長

定住施策につきましては総合政策のほうで担任いたしておりますので、私のほうから答弁させていただきます。今質問委員が言われますように、2045年の人口動態、非常に厳しい見込みが出た中で、昨日でしたか、福津市と苅田町が少し上方修正されたということもございましたが、今後は地方自治体の生き残りをかけたこの人口確保というのが大きな課題になってこようかと強く私も認識しております。そういった中で、やはり積極的な定住人口の確保施策、これについては当然検討していかなければならないと思っておりますので、今ご提案がございました今後の、いわゆる地域対象、こういったものについても柔軟に考えながら、新たな定住施策等について検討していきたいというふうに考えております。

○道祖委員

ぜひ将来のことを考えて取り組んでいただきますようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

これは新しい、新要綱案ということなんですけど、予算的にはまだまだどれだけ入ってくる

かよく分からないでしょうか。飯塚市が全額予算を組むわけでしょう。補助金はないんですか。

○企業誘致担当主幹

福岡県の交付金もございます。

○深町委員

では飯塚市としての単独での予算はどのぐらいなのか見積りとか出ているんですか。要綱が変わることによって。

○企業誘致担当主幹

この制度につきましては、令和6年4月1日の施行を予定しておりますので、それ以降、申請された企業に基づいて把握していきたいと思っております。

○経済政策推進室長

4月1日施行ということで、それから書類を受け付けて手続きをしていくという流れにはなりますが、現在も既に誘致を行っている企業等もございます。そういったところにつきましては、ある程度見込みといいますか設備投資金額等もいろいろと打合せをさせていただいておりますので、そこも含めて4月1日に施行しましたら、補助金を交付していきたいというふうに思っておりますが、大規模な設備投資もございますことから今回固定資産税の8割を限度ということで、5年間に渡りまして、補助金を交付していくという形をとらせていただいております。

○深町委員

だから全体の、今はっきりとは出ないでしょうけれど、飯塚市として予算計上がいくらなのか計画は立てているんですか。

○経済政策推進室長

予算につきましては、予算要求のほうはさせていただいておりますので、予算特別委員会のほうでは思っておりますが、ちょっと細かい数字というのは持ち合わせておりませんが、要綱の適用の中で予算を確保していくという形になります。

○深町委員

新しい改正要綱になるでしょう。そうすると、予算がつかないといけなくなるではないですか。増えているではないですか、いろいろと出すお金が。それに対する金額は大体、どのぐらいを県と市で見積もっているのか。どのぐらいの予算になりそうなんですか。

○経済政策推進室長

福岡県と飯塚市の補助金ということで。ただ、金額につきましてはまだはっきりとしていないというところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

私は2024年が始まったばかりということで、多分、市長の施政方針も、今議会に出てくるんだろうと思いますけれど、農業の振興について、何点かお聞きしたいと思います。

農業の現状としましては、農業者の高齢化、それから担い手不足、それと新しく農業を始める人も少ないというところで、耕作放棄地がどんどん出ているという中で今やはり農業の現状としては非常に厳しいのではないかとというのは、皆さんも同じ認識だと思っております。そこで国も、食料を供給する農業は、食料を供給するだけでなく多面的ないろんな機能があると。治水とか環境保全とか地球温暖化とか、いろんなところで役立っていると。だから今、農地・農業を守ることは非常に重要な施策であるという位置づけでいろんな補助金を出していると思います。私もそう思っております。そこで、市長もおられることですので、飯塚市としての今後の農業振興に対する方向、方針、それをお聞きしたいと思います。

○農林振興課長

本市農業の現状といたしましては、ただいま質問委員が言われましたとおり、就農者の高齢化や担い手不足などにより耕作放棄地が増える一方で、経営耕作面積や、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく現状減少しているところでございます。こうした課題を解消するため、農地の集落営農組織等への集積による規模拡大や、生産活動の効率化をはじめとして、認定農業者や青年等新規就農者、農事組合法人などの多様な担い手の育成と確保を支援してまいります。特に農地につきましては、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されておりまして、農地の集約化が喫緊の課題となっております。このため、国が進めております将来地域の農地を、誰が耕作し、農地をどうまとめていくかなど、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の策定を、令和6年度末までに行うこととしております。また農業は、食料の生産のみならず、国土保全や集落機能の維持など、極めて多面的な役割を果たしていることから、農業・農村の多面的機能の維持などに対し、支援を促進するとともに、農業者の所得向上を図るための6次産業化の取組や農作物のブランド化を推進してまいります。さらには持続可能な農業経営を支援するため、有害鳥獣駆除等による農作物被害防止に取り組んでまいります。

○城丸委員

難しい言葉で言えば農地中間管理機構、いわゆる農地バンクですね。集約することによって、要するに、農業者が高齢化してきてもうできないと。平均的に70歳前後と思いますので、できないというときには、その農地を、そういう周りのできる人、地域のできる人に、依頼するというか、そういう要するに前は農地バンクはJRファームとかイオンアグリとか、大企業を目的に農地を集めていたんですけど、今はそれではだめだということで、先ほど話がありました営農とか農事法人、近所の顔が見える人、そこに貸してもいいということになりましたので、そういうやり方しかないのかなと、今、私は思っております。先ほどもありましたけど、前にありました人・農地プランというのがありましたけど、それもあまりうまくいっていませんので、今は地域計画ということで策定を令和6年末までに行うということになっておりますので、ぜひその辺は進めていってほしいというふうに思います。それと最後のほうに有害鳥獣駆除ということが出てきましたけれど、今でも本当に農家の人たちが丹精を込めて作っているのに、最後の収穫のところで、イノシシとか鹿に荒らされてしまうという状態が非常に続いております。そして被害額ということでよく聞いたりしますけど、その被害額というのは、要するに共済保険で補填された分だから、実際の被害額ではないんですね。例えば1千平米の田んぼがあったら、300平米以上被害がないと共済はできません。300平米未満の方は、泣き寝入りというかもう全く何もない状態です。恐らくこの被害額は凄く多いと思います、表に出てこない被害が。それでこの鳥獣被害対策というのはもう非常に重要な施策になってきますけど、農林振興課のほうに聞きましたら、拡大しているという話も聞きますので、どう拡大しているのか、ちょっと教えていただきたい。

○農林振興課長

現在本市では、有害鳥獣駆除対策の一環といたしまして、国の事業を活用いたしまして、農家の方々に対する侵入防止柵整備の支援を行っておりますが、国の事業では、耕作者が3戸以上でない点と補助申請ができない点や、要望量の調査を行ってから柵を交付するまでに1年近く要する点などの課題がございます。また、国の交付決定額が要望額に満たなかった場合には、採択から漏れる地区が発生し、さらに1年間、柵の整備をお待たせする可能性がございます。被害に遭われている農家の方にとりましては、一刻も早く柵を設置できることを望まれておりますし、国の予算が足りないことを理由に、柵の整備が遅れることはあってはならないことだと認識しております。従いまして、国の事業を活用しつつ、国の制度では行き届かない点を市独自に支援するため、耕作者が1戸または2戸以上を対象にした侵入防止柵を設置し、支援事業ですとか、国の交付金が要望額に満たなかったために、不採択となった農家の方々に支援す

る補助事業を令和6年度の新規事業として計画をしているところでございます。

○城丸委員

今の現状では、受け身というか防護柵とかそういう方法しかないのかなというふうに思いますけれど、今後のさらなる根本的な解決ができるかどうかちょっと分かりませんが、さらなる対策についてどう考えておられるのかお尋ねします。

○農林振興課長

現在実施しております捕獲活動の課題の一つに、駆除員の高齢化がございます。令和5年4月1日時点の数字にはなりますが、本市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、従事していただいている捕獲員の人数は47名でございます。その平均年齢は69.1歳となっております。捕獲員の高齢化が進んでおります。捕獲員に関しましては、嘉穂飯塚猟友会に依頼しまして推薦を頂いているところでありますが、狩猟免許を取得されている方の中には、勤務の都合等により協力いただけない方もおられるなど、若い年齢層の確保に苦慮しているところでございます。このため、今後の方策としまして、他自治体の取組も参考にしながら、民間委託による捕獲方法についても検討してまいりたいと考えております。

○城丸委員

ぜひぜひ、丹精込めて作った作物が、最後に犠牲にならないように、よろしく願いをいたします。そうでなくても、農家の所得もかなり低いと。農家だけでは食べていけないという人が結構おるといことなので、そういうことがなくなるように、よろしく願います。

それから、ちょっと話は変わりますが、最近、ブロッコリーが指定野菜になったというのをちょっと新聞で見たりしますけれど、そもそも指定野菜というのはどういうものなんでしょうか。

○農林振興課長

お尋ねの指定野菜につきましては、昭和41年に制定されました野菜生産出荷安定法において、消費量が多く、国民生活上の重要性が高い品目として位置づける野菜を国が指定する制度でございます。その野菜を毎年生産する規模の大きな産地を国が指定するものでございます。この制度が定められた理由としましては、作物の収量は天候等による影響を受けやすく、市場への供給量も変動するため、安定的な供給を確保することを目的とするものでございます。

○城丸委員

先ほどはブロッコリーのことを言いましたけれど、大体指定野菜というのはどういうものがあるんでしょうか。

○農林振興課長

指定野菜の種別といたしましては14品目でございます。その種別といたしましては、キャベツ、ホウレンソウ、レタス、ネギ、タマネギ、白菜、キュウリ、ナス、トマト、ピーマン、大根、ニンジン、里芋、ジャガイモとなっております。お尋ねのありましたブロッコリーにつきましては、2026年度から指定野菜に追加される見込みとなっております。

○城丸委員

そういう指定野菜に指定されるということはどういう利点があるのでしょうか。

○農林振興課長

指定野菜の当該産地に指定されることによりまして、販売した当該指定野菜の市場平均価格が平均価格の90%を下回った場合に、その差額を出荷数量に応じた割合で補給金が交付されます。このことによりまして、天候等によって収益が左右されなくされることがなくなるため、生産者にとりましては、経営が安定しやすくなることが大きなメリットであると考えております。

○城丸委員

私が知っている範囲では、伊川とか相田地区は、かなりブロッコリーの生産が多いのではな

いかと思います。先ほども言いましたけど、農業所得がかなり低いということで、一つでもこういうのが出てくれば、農業所得の足しになるというか、増大の原因になるということで非常に歓迎したいと思います。ぜひ、市のほうでも進めていただきたいと思います。

それともう一つ、この話もまた変わりますけれど、今酪農のほうで、外国からの輸入の飼料が非常に高価であるということで、肉も値上がりするし、そういう乳製品も値上がりしているという状態があるということなんですけれど、今盛んにというか、よく言われるのは、耕畜連携というのが言われますけど、この耕畜連携というのはどういうものでしょうか。

○農林振興課長

耕畜連携とは、米や野菜等を生産しております耕種農家と、牛乳や鶏卵、食肉などを生産する畜産農家が、飼料と堆肥を交換する連携の取組でございます。具体的に申し上げますと、耕種農家が生産しましたタカキビやモロコシと言われる飼料作物などを畜産農家に提供しまして、それを食べた家畜から出るふん尿でつくった堆肥を田畑に散布する取組となります。この取組によりまして、耕種農家におきましては、質問委員の言われますとおり、高騰が続く輸入肥料の代替となりコスト削減につながるほか、飼料作物の導入による作付時期の分散や省力化につながるメリットがございます。また、畜産農家におきましても、高騰が続きます輸入飼料から自給飼料への切替えが促進されることによりまして、コスト削減につながるなど、双方の利害が一致する取組でございます。

○城丸委員

現在畜産業に携わっている農家はどれぐらいありますか。

○農林振興課長

市内の畜産の飼養戸数につきましては、福岡県家畜飼養頭羽数調査の結果でお答えさせていただきます。直近の2022年の数値でございますが、飯塚市内には24戸ございます。その内訳としましては、肉用牛の飼養戸数が13戸と最も多く、次いで採卵鶏が6戸、豚が3戸、乳用牛が2戸となっております。

○農林振興課長

それで今、飯塚市で耕畜連携を進めているところがありますか。

○農林振興課長

令和5年度におきます本市の耕畜連携につきましては、颯田地区を除きます飯塚地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区の耕種農家延べ38名と、畜産農家延べ12名によりまして取組件数が38件ございます。また耕種農家と畜産農家を兼ねておられる農家14名によりまして自家利用での取組が14件ございますので、合計しますと52件の取組がなされているところでございます。

○城丸委員

それで、まだまだ飼料の高騰が続いているということなので、飼料を自分のところで、というか日本で供給できれば、もっともっと肉も安くなるし、乳製品も安くなるし、また農業所得も増えるということで、また米の裏作として今は大豆とか麦とかやっていますが、この分でそういうトウモロコシ系の飼料作物が作られれば、また農業の所得も上がるということで、やはり耕畜連携というのは、非常に効果があるのではないかとというふうに私は考えておりますので、ぜひぜひそれも進めてほしいと。今あかね荘さんが6次化産業で酪農から肉の販売までやられておりますけれど、そういう形も一つの形ではないかとというふうに思っておりますので、そういう酪農も、米農家さんも、私らも所得が上がるような施策をぜひお願いしたいということ要望して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

産業振興についてに関連するんですけど、新飯塚駅東側に旧ミツミの土地跡にスーパー等が出てきましたね。スーパー、病院、飲食店、ドラッグストア等が出てきて、利用状況が、見えていますと多いんですね、出入りが。そして表の道路に出てくるのに、駅の裏を双方通行にさせていただきましたので、その双方通行からぐるっと回って前に出てくるお客さんも多いように見受けられます。その際に、以前から言っておりますJRの立岩踏切。乗り降りをされているお客さんもやはり以前に増して多くなったような感じをするわけです。この立岩踏切の、そういうふうに環境が変わってきましたからですね。これは以前から飯塚高校の生徒たちなり、近畿大学付属福岡高等学校に向かう学生たちが立岩踏切を使っていて、通学と通勤が重なったときに、学生なり生徒を押しつけて車が行き来します。そういう状況を見ておりましたので、以前からこの立岩踏切の拡幅については、この委員会でも何度も質問してきております。拡幅はどうなっておるのかと、してもらえないのかとかいうことを言ってきておりましたけれど、平成30年9月の本委員会で、歩行者の安全確保についてさせていただいておりますけど、その際市は、JR九州とともに、当該踏切については歩行者にとって大変危険な状況であるという認識を持っており、今後、踏切拡幅については、全体的な計画を作成した上でJR九州との協議を進める必要があり、そのための予算確保を行い事業化に努めていくとの答弁でありました。歩道をつくるという答弁を頂いておったというふうに記憶しております。それから5年が経っております。今言ったように環境も変わってきておりますし、地元からもそういうふうに、車が行き来するから危ないということで、いろいろな要望も出てきているんだと思いますけれど、そこでお尋ねしたいのは、そういうふうに産業振興に伴って地域環境が変わってくる。そのときに、以前から言っているこの立岩踏切の安全確保には、どういうふうに今後取り組んでいくのか、お考えを示していただきたいと思えます。

○土木建設課長

立岩踏切の拡幅におきましては、JR九州との協議において、周辺道路と一体となった整備を行う必要があるとのことから、多額の事業費と相当の期間を要し、適用可能な補助事業もないことから、事業化が困難な状況でございました。そのような状況下において地元自治会からは令和3年10月、令和5年7月に、先ほど質問委員が言われました歩行者の踏切外への押し出しなどによる事故防止を最優先し、周辺道路の拡幅を伴わない踏切内の歩道整備の早期実施について強い要望がっております。この要望を受けて令和5年10月11日にJR九州と現地立会を行い、踏切内の歩道整備のみでの改良ができないか再度協議を実施いたしました。その結果、JR九州にて踏切内での人身事故防止に向け積極的に検討された結果、車道については、現状の幅員は確保しつつ、段差解消などの表面整備を行い、歩道については拡幅整備を行うことで了承が得られました。つきましては令和6年度以降からの事業化に向けて、現在事務手続を行っているところでございます。

○道祖委員

そういうふうに前向きに取り組んでいただいているならば安心いたしました。というのは、やはりここを利用する方から、この1月にちょっと会合がありまして、あれはどうなったんだということをご指摘いただいたんですよ。それで今回、この直近の委員会がありますので、産業振興に絡めて、現実はどういうふうに要望の方も、利用者が多くなっているのではないかとご指摘がありましたので、今回質問させていただいておりますが、まず、JRとの立会いが終わって前向きに進んでおるということであるならば、スケジュールを示していただきたい。大体いつ頃どういう形で利用できるようになるのか、その辺を示すことができますか。

○土木建設課長

今後のスケジュールとしましては、予算措置を含めた事務手続を行うことが前提条件となりますが、踏切改良はJR九州への委託事業となりますので、令和6年度の早期に、JR九州と事業実施に向けた協定書を締結いたします。その後、年度ごとの実施協定を締結することにな

り、来年度は詳細設計を、今年度以降につきましても、設計の成果を基にJR九州と工事に関する実施協定を締結しながら、踏切改良を進めてまいりたいと考えております。

○道祖委員

地元なり、利用者からの要望が今日までずっと出てきて、取り組んでいくと。だから、いつから利用できるか、それだけが欲しいんですよ。協議して、協議しましたができませんでした。あなた方は5年前に協議して取り組んでいきますということを答弁しながら、この間5年間何もしてないわけですよ。そして地元なり、環境が変わったからやらざるを得なくなったということがあって、やはり取り組むんでしょけれど、地元なり利用者は、いつというのが、やはりあなた方も相手があるから大変だ、お金の問題もあるから大変だ、というのは承知していただけますけれど。令和6年にはできない、令和7年にはできるんですか、令和8年4月から供用開始とかいうふうになるんですか。その辺は、今の考えているスケジュールの中ではどれぐらいになるということを示していただくことができますか。私もそれは、やはり地元なり要望をされた方に対して説明責任があるわけです。産業振興しながらあそこは利用が便利になりましたとみんな喜んでいるんですよ。喜んでいるんですけど、ただ、それと併せてまた安全確保の問題も言われているわけですから、まちづくりは一体的に考えていただかないといけないなということを今回痛感しているわけです。だからそれだけちょっと分かるならば、時期を示していただければと。おおよそどこまでと。

○土木建設課長

先ほども申しましたように、予算措置を含めた事務手続が整うことが前提条件とはなりますが、一応来年度、令和6年度に詳細設計をJRと行っていただき、工事につきましては、今の現在の予定ですと、令和7年度の工事を今目指しております。それで、工事につきましては市道の通行止め等して、JR工事になりますので、夜間工事のみの工事となりますのでちょっとその点で竣工が、今のところ不確定な状況であります。目標としましては令和7年度に工事を終わってもらえるようなことでJRとは協議を進めてまいりたいと思っております。

○道祖委員

ぜひそういうスケジュールを考えておるなら、スケジュールに沿った形で取り組んでいていただきますようお願いいたします。5年前も同じようなこと言っていたんですけどね。よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度でとどめたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定をいたしました。

まず、「オートレース第37期選手の登録について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレース第37期選手の登録について」、ご報告いたします。

資料の「オートレース第37期選手の登録について」をお願いいたします。オートレース第

37期選手につきましては、令和5年4月から茨城県つくば市のオートレース選手養成所にて、訓練を行っていましたが、このたび、養成所での訓練を終え、令和6年1月9日付で12名が選手登録をされております。飯塚オートレース場には石橋啓士選手、福岡 鷹選手の2名が配属されております。両選手は、既に1月13日の飯塚オートレース場での開催にてデビューをしております。今回配属の2名を加え、飯塚オートレース場所属の選手は75名となります。

以上で、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

お2人とも佐賀県の方みたいですが、今回のこの選手になられる方で、飯塚市からこれを受けられた方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○公営競技事業所副所長

今回につきましては、飯塚市からの応募というのはございませんでしたということです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、「市営相田住宅敷地内における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○住宅課長

住宅課より「市営相田住宅敷地内における車両損傷事故について」、報告いたします。

資料の2枚目にて、事故発生現場をご確認ください。本件事故につきましては、令和5年12月8日金曜日午前10時30分頃、飯塚市相田地内市営相田住宅の敷地内において、相手方が住宅敷地内に駐車していた自家用車を発進させた際、敷地内の排水路に設置されていたグレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のマフラーを損傷させたものです。事故の原因につきましては、排水路の一部が破損していたため、不安定な状態となっていたグレーチング蓋の端部に車両前輪がかかった際、跳ね上がったグレーチング蓋を車両下部に巻き込んだことによるもので、損害賠償につきましては、現在、相手方と協議を行っているところです。このたびの事故の原因となった排水路につきましては、破損部分の補修並びに破損箇所以外の側溝の点検を実施し対応を済ませておりますが、他の市営住宅も含め、今後このような事故が起こらないよう、一層気をつけて保全管理に努めてまいります。

以上で、「市営相田住宅敷地内における車両損傷事故について」の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における人身事故について」、報告を求めます。

○穂波支所経済建設課長

「市道における人身事故について」、報告を行います。

資料をお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。令和5年11月11日土曜日午後9時頃、飯塚市若菜地内市道目尾・久保白線におきまして、相手方が自宅に帰宅するために弁分方面へ歩道を歩行していた際に、歩道脇にできたポットホールに足がはまり転倒し、負傷したものでございます。今後は、管内の道路パトロール等により情報収集を強化し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、「市道における人身事故について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「筑前飯塚・地産大豆 d e 節分まつり開催について」、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

「筑前飯塚・地産大豆 d e 節分まつり」の開催につきましてご報告いたします。

資料4-1「第23回 筑前飯塚・地産大豆 d e 節分まつり実施報告」をお願いいたします。令和6年1月28日日曜日に、市役所本庁正面駐車場におきまして、「第23回 筑前飯塚・地産大豆 d e 節分まつり」を5年ぶりに開催いたしました。内容としましては、公募によるたつ年生まれの今年12歳から84歳を迎えられる市民の皆様19名と、大豆を提供いただいた市内の各営農組合、ご来賓の皆さまなどによる、良質な飯塚市産の大豆を使用した豆まきやもち米を使用した餅まき、福引を実施。そのほかにもJAによる地元農産物の販売、大豆を使用しご汁の販売、嘉穂総合高校による農産物・加工品の販売、九電工による高所作業車の試乗体験、キッズダンスやバルーンアートなど多数の催物を行い、来場者数約1500人の皆様にご来場いただき、盛大に行われました。

その様子につきましては、併せて提出させていただいております資料4-2の写真にてご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師及び看護師数の状況についてご説明いたします。医師数でございますが、右端の欄のところに、前回報告させていただきました令和5年10月1日、緑色の部分と直近の令和6年1月1日、黄色の部分に記載させていただいております。これを比較いたしますと、医師数につきましては、前回の報告から増減なしで、常勤医師が30名、非常勤医師が44名、合計74名となっております。続きまして下段の看護師数でございますが、正規職員のうち、看護師が3名の増、計166名、臨時職員のうち、看護師助手が3名の増で計42名、合計で208名となっております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。こちらにつきましては、令和5年度の診療科目別患者数の月別推移表でございます。表の左側に記載しております項目としまして、診療科目、延べ患者数の合計、1日当たりの患者数、病床利用率、診療日数、1日当たりの患者数前月比の順となっております。表の右側の下段の部分、黄色の部分に、令和5年4月から12月までの延べ患者数を記載しておりますが、その列の合計欄、下から5段目になります。こちらにお示ししておりますとおり入院が5万630人、外来は8万8378人となっております。これを、その右側の緑色の部分、令和4年度の同時期と比較いたしますと、入院で3324人の増、外来で3029人の増となっております。また、1日当たりの患者数では、入院で184.1人、外来で477.7人となっております。前年度同時期と比較しますと、入院で12.1人の増、外来で11.3人の増となっております。病床利用率につきましては73.6%で、前年度より4.8ポイント増加しております。

患者数の増減の主なものとして、入院では整形外科の入院数が増加しております。この

要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による病床数の制限がなくなったことによるものと考えられます。それに伴いまして、関連するリハビリテーション科の外来も増加をしております。一方で外科の入院数は減少しております、この要因は、手術を要する患者数の減少によるものと考えられております。新型コロナウイルス感染症は今後も感染者の増減を繰り返しながら継続していくものと考えられます。感染状況等を注視しながら、医療提供体制の確保及び病院運営に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、「飯塚市立病院の現状について」ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

前も私は1回言っていたんですけども、病院に行って、待ち時間ですね。10時に予約が入っていて、10時とか11時とかに言われるんですよ、10時頃に行って昼ぐらいまで待っているというのが、今でもずっとあるみたいなんですよ。予約時間を入れておいて、予約が30分遅れぐらいなら分かるけど、予約時間が予約になっていないというのが現状みたいなんですよ。その辺は把握されてありますか。

○企業管理課長

市立病院の方と情報交換会を行わせていただいておりますので、そこで待ち時間が長くなっている状況等の協議をさせていただいております。当然救急で入られた方とかがおられて、若干待ち時間が長くなっているところも確認させていただいておりますが、できるだけ予約の時間を適正に守るように、ちょっと協議はさせていただいております。

○深町委員

大体今、患者さんは平均時間どのぐらい待たれているんですか。それを把握できているんですか。

○企業管理課長

申し訳ありません。そこまでは、ちょっと平均でというところは把握できておりません。

○深町委員

予約時間に予約を入れているんですよ。10時とかで向こうが言われるから、11時とか。だから10時に行っても9時に行っても、もう最初から行っても昼までになるというのがほぼなんですよ。だから、予約というのが予約になっていないというか、11時に診られるなら、11時に来てくれと言われたら、11時ぐらいで診れる。11時半に診られるならば、11時半ぐらい来てくれと言われたら、11時半に行けるんですけど、朝から行っておいて昼までになるというのがほぼなんですよ。前も言ったんですが、予約時間の把握とかされないんですか。どのぐらいの時間に予約を入れているから30分以内ぐらいで診れるよとか。救急車が来るのは分かるけれど、予約が予約になってないんですよ、前から。予約時間の把握を今度試しておいてください。これは要望をお願いします。

○企業管理課長

次回の情報交換会で確認をさせていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上水道課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和5年8月7日の経済建設委員会

におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました秋松地区配水幹線布設替工事につきまして、現契約金額8074万円から、196万1300円を増額いたしまして、変更契約金額8270万1300円としたものでございます。資料2枚目をお願いいたします。平面図を見て、ちょっと説明をさせていただきます。変更契約の主な概要としましては、現況では図面左上A地点から図面左下①箇所のB地点までの配水支管が、民地に埋設されており、このことを解消するため、当初①箇所右側のD地点からB地点までの敷設替えを行い、既設配水支管へ接続する計画としておりましたが、現地試掘の結果、このB地点からC地点の既設配水支管も、民地側に埋設されていたため、B地点からE地点まで布設替えを実施したことによる配水支管延長及び各戸引込工の増、また、図面右上の②箇所において、既設配水管と既設送水管が接続されていたため、分離止水を行ったことによる配管材、労務費、交通誘導員の増、その他精査による各工種の数量変更を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結します。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回ご報告をいたします工事は、高田・長尾線道路災害復旧工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内土木一式工事のS等級またはI等級、もしくはII等級に格付けされている要件等を決定し入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、22者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5322万5700円、落札率85.03%で有限会社豊進建設が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。

資料2ページ、3ページには、入札結果表を添付いたしております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

場所がよく分からないです。高田・長尾線というのはどの辺の工事になりますか。

○契約課長

資料の2ページ、3ページに入札結果表をつけておりますが、そこに工事場所として飯塚市阿恵地内ということで、筑穂地区の阿恵の道路の災害復旧工事となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。